

平成30年9月27日
総務課 私学・県立大学室
担当者 藤原、土江
TEL 0852-22-5018

中山間地域・離島での資格取得促進事業の制度拡充について

このことについて、下記のとおり拡充のうえ、10月1日から募集を開始しますのでお知らせします。

1 拡充内容

(1) 対象とする資格の追加

基礎施工技士、技能士（建設業関連以外）、特別管理産業廃棄物管理責任者、公害防止管理者、危険物保安監督者、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、歯科衛生士、歯科技工士、栄養士

(2) 既卒者（UIターン者に限る。）を対象に追加

(3) 在学中の資格取得を対象として認める

2 募集人数

30名程度（平成29年度から5名増）

3 募集期間

平成30年10月1日から平成31年1月31日まで

4 募集窓口・問合せ先

公益財団法人島根県育英会（松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター3階）

TEL：0852-28-1981

(参考) 事業の概要

- ・中山間地域・離島の事業所へ就職する若者に対し、奨学金の償還を減免することにより、中山間地域・離島の生活基盤を支える人材の確保及び産業・企業の維持を図ることを目的
- ・島根県育英会又は日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けていた者が、島根県内の中山間地域・離島の事業所に就業し、別に定める国家資格等の取得を要件として、奨学金の返還額の全部又は一部を助成

区分	高校等で貸与を受けた者	大学等で貸与を受けた者
要件等	①対象の奨学金受給者 ②県内の中山間地域・離島の事業所へ就職する者 ③別に定める国家資格等を取得予定の者又は取得した者	
奨学金	島根県育英会奨学金	島根県育英会奨学金 日本学生支援機構奨学金
支援額	(最大)9年間就業で86.4万円	(最大)12年間就業で288万円

中山間地域・離島での資格取得促進事業募集要項

島根県育英会及び日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けている高校生・大学生等が、島根県内の中山間・離島地域の事業所に就業し、実務経験を通じて国家資格等の取得を目指す場合、奨学金の返還額の全部又は一部を助成する制度です。

1 対象要件

次の各号のすべてに該当する方を募集対象とします。ただし、島根県の同趣旨の助成を受けている対象者は除きます。

- 一 各年度の募集期間において、公益財団法人島根県育英会の大学生等奨学金・就学資金・高校生等奨学金又は独立行政法人日本学生支援機構の第一種・第二種奨学金の貸与を受けている者
- 二 各募集年度の4月1日時点で次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者
 - (1) 大学・大学院・短期大学・高等専門学校・専修学校専門課程の最終学年に在籍する者（以下「大学生等」という。）
 - (2) 高等学校・専修学校高等課程の最終学年に在籍する者（以下「高校生等」という。）
- 三 前号に掲げる学校を卒業し、卒業翌年度の4月末日までに島根県内の中山間地域・離島に事業所を置く企業（個人事業主を含み公務員を除く）に就業し、実務経験を通じて別表の国家資格等を取得する意思のある者
- 四 国家資格等取得後も島根県内の中山間地域・離島に引き続き就業し、地域の担い手となる意思のある者

2 募集人員

- (1) 大学生等 15人程度/年
- (2) 高校生等 10人程度/年

3 募集期間

- (1) 大学生等 平成29年度～34年度 各年度とも10月～1月
- (2) 高校生等 平成29年度～33年度 各年度とも10月～1月

募集期間内に、就業予定の事業所名・所在地・資格予定取得等を記入した所定の申請書を公益財団法人島根県育英会に提出してください。

4 助成額

次の(1)又は(2)を上限額とし、利息を含む貸与額を助成します。

なお、両方の貸与を受けている場合は、いずれか一方のみとなります。

- (1) 大学生等 288万円（年24万円）
- (2) 高校生等 86万4千円（年9万6千円）

5 助成期間

助成期間は、繰り上げ償還等の返済期間の長さにかかわらず、次の(1)又は(2)のとおり一律となります。

- (1) 大学生等 12年間(最初の就業開始年度から起算して12年度目まで)
- (2) 高校生等 9年間(最初の就業開始年度から起算して9年度目まで)

なお、国家資格等の取得に必要な実務経験期間中は、中山間地域・離島の事業所に就業する期間、資格取得の有無を問わず対象となります。実務経験期間経過後は、資格を取得して中山間地域・離島の事業所に就業する期間に限り対象となります。

6 対象地域

対象となる事業所の所在する中山間地域・離島は次のとおりです。

- (1) 浜田市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村の全域
- (2) 松江市のうち平成17年3月31日合併前の旧鹿島町・島根町・美保関町・八雲村・八束町の全域、玉湯町城床、宍道町小林・和名佐
- (3) 出雲市のうち平成17年3月22日合併前の旧平田市・佐田町・多伎町・大社町の全域、旧園村・朝山村・稗原村・乙立村、湖陵町旧西浜村、斐川町畑・阿宮

7 対象者の決定

各募集年度の3月中に決定通知書又は非該当通知書を郵送します。

なお、応募者数が予算枠の範囲を超えた場合は、次の優先順で選考を行います。

- ① 島根県出身者
- ② 中山間地域・離島に本社を置く企業(個人事業主を含む)に就職予定の者
- ③ 中山間地域・離島に居住予定の者
- ④ 地域住民の生活維持に必要な資格として知事が特に認める資格を目指す者

8 決定の取消し・助成の停止

卒業翌年度の4月末日までに中山間地域・離島の事業所に就業したことが確認できない場合は、決定が取り消されます。

また、決定後も資格取得及び就業が助成要件となることから、助成期間中は資格証明書等の写し、就業証明書等を提出する必要があります。要件を満たさない期間は、助成が停止となります。